猪名川町情報化計画
基本方針

平成 27 年 4 月

目次

第１章　情報化計画の基本

１．計画の基本的な考え 2

１－１．情報化計画の策定にあたって 2

１－２．電子自治体に向けての現状課題 2

１－３．電子自治体に向けての新たな課題への取り組み 2

１－4．情報化計画の構成 3

計画のイメージ 3

２．情報化計画の体系 4

２－１．計画の位置づけ 4

２－２．基本理念 4

２－３．基本方針の計画期間 4

２－４．個別施策 4

推進計画 5

３．基本目標 6

第２章　基本目標の実現に向けて

１．取り組み 8

１－１．ICT 利活用による住民サービス向上の実現 9

１－２．ICT 利活用による質の高い行政運営の実現 10

１－３．ICT 利活用による行政情報の共有・活用・協働の実現 11

２．推進体制 12

用語解説 13

第 1 章
情 報 化 計 画 の 基 本

１．計画の基本的な考え

１－１．情報化計画の策定にあたって

現在、ICT（情報通信技術）は広く社会に浸透し、経済活動から日常の暮らしに至るまでいまや生活に欠かせないものとなっています。このような状況の中、国は、平成 25 年 6 月に、世界最高水準の IT 利活用社会の実現とその成果を国際展開することを目標として「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」を発表し、ICT の役割の重要性を示しています。

本町においても、平成 16 年度に情報化に関する初めての計画を策定して以降、電子自治体の実現に向け、兵庫県及び県内有志の自治体による電子申請共同運営サービスや、コンビニ収納サービスの実施、さらには情報化基盤整備事業による町内全域における光ケーブルの敷設を実施する等、多様な住民ニーズに対応する一方、庁内の各種情報システムの導入等により、行政事務における効率化・高度化の推進を図り、ICT の効果的・効率的な利活用による行政サービスの向上等に取り組んできました。

１－２．電子自治体に向けての現状課題

これまでの計画の策定時には、システム化すべきサービスが多数あり、課題解決に向けた計画の策定及び推進を実施してまいりましたが、現在では、概ねシステム化されたことに伴い、情報化推進の課題は新たな情報システムの開発・導入から、既存の情報システムや各種情報資産等の的確な運用と活用による情報マネジメントの推進等に移行しております。

また、電子自治体を取り巻く ICT におけるサービス等の進展は著しく、その変化に対応することは困難であるため、長期的な計画を策定した場合、計画策定時と取り組み実施時に新たな技術やサービスが提供されることによる誤差が生じることが懸念されます。同様に計画策定時点で決定されていない、制度改正等の突発的な動きに、柔軟に対応することができないこと等も想定されます。

１－３．電子自治体に向けての新たな課題への取り組み

新たな課題として、現在、国・地方自治体及びその他関係機関において導入が進められている、社会保障・税番号制度の導入に向けた対応や、自治体クラウドへの取り組み等があります。

社会保障・税番号制度については、国による行政機関等との連携を図る基盤となる情報提供ネットワークシステムや、地方自治体内の業務システムとの中継等の役割を持つ中間サーバーの設計・構築が進められており、本町においても、情報連携の対象となる情報を保有している既存システムに対して改修、あるいは更新等の作業を進めていきます。

さらに、業務改革としての業務システムの最適化や経費削減の可能性、また、平成 23 年 3 月の東日本大震災の際に、庁舎の壊滅に伴う住民データ等の情報資産が滅失した問題等を

受け、災害時における安全性や事業継続性の観点からも、全国各地で自治体クラウドを積極的に推進する動きが目立ってきており、平成 26 年 3 月には総務省より自治体クラウドの推進を柱とした、「電子自治体の取組みを加速するための１０の指針」が発表されております。本町においても、自治体クラウドの実現に向けて積極的に取り組みます。

１－４．情報化計画の構成

情報化計画の策定にあたっては、めざましく発展する高度情報化社会において、本町の情報化を着実に進めるための基本的な指針である『猪名川町情報化計画基本方針』を策定することとし、具体的な取り組みについては、前述等の理由により長期的な計画での具体施策の策定は行わず、別途個別事案ごとに策定する個別施策により、柔軟性のある事業推進を図ります。

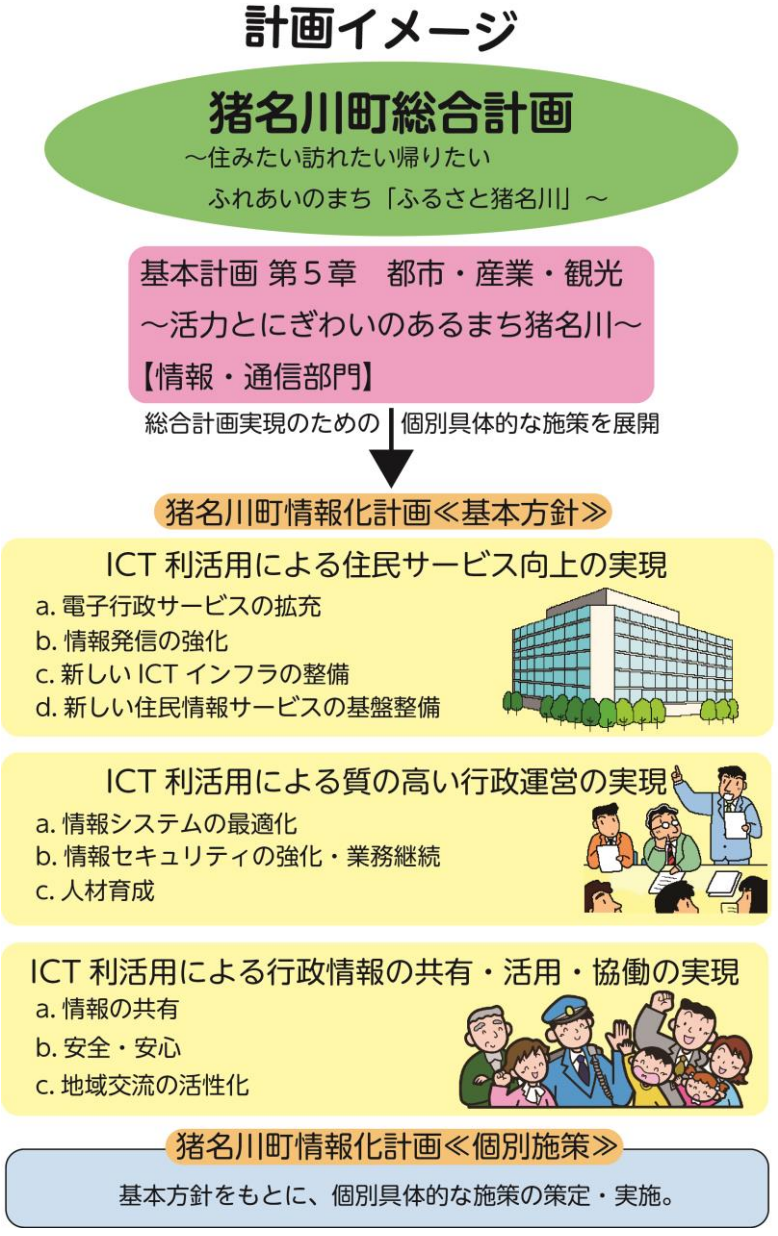

２．情報化計画の体系

２－１．計画の位置づけ

本計画は、「第五次猪名川町総合計画 2020」にある基本構想、基本計画に示されたまちづくりを実現するための施策を、情報化の視点からとらえ、前猪名川町情報化計画での現状の課題と、新たなニーズや課題に対応するための、基本的な方針を策定するものとなります。

２－２．基本理念

本町で初めての情報化に関する計画を策定した時の基本コンセプトは、「人が、情報が交流する豊かな暮らしづくり」でした。前猪名川町情報化計画においても、「人が、情報が交流する豊かな暮らしづくり」という理念は踏襲されており、現在に至るまでこの理念を基に、本町の情報化を推進してきました。

本計画においても、この理念を引き継ぎ、基本理念とします。

２－３．基本方針の計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 か年とします。

２－４．個別施策

前述のとおり、各業務における具体的な取り組みについては、基本方針とは別に個別施策を策定することとします。本町では、次年度の情報システムの導入・変更にあたり、毎年度「情報政策関連事業報告書」を各課から情報政策担当に対し提出しており、事業の必要性や費用対効果等を勘案した審査を実施しています。個別施策の策定については、この「情報政策関連事業報告書」を活用し、各課における具体的な事業内容等を整理し、適宜個別施策に取り入れることで、制度改正や技術動向を踏まえた新たな取り組みに柔軟に対応していくこととします。ただし、軽微なシステム改修や庁内事務に特化したシステムの導入については、個別施策として策定しないこと、また策定された個別施策に対しては、場当たり的な施策とならないよう、毎年度進捗評価を実施し、着実に計画の推進をしていきます。

＜　推進計画　＞

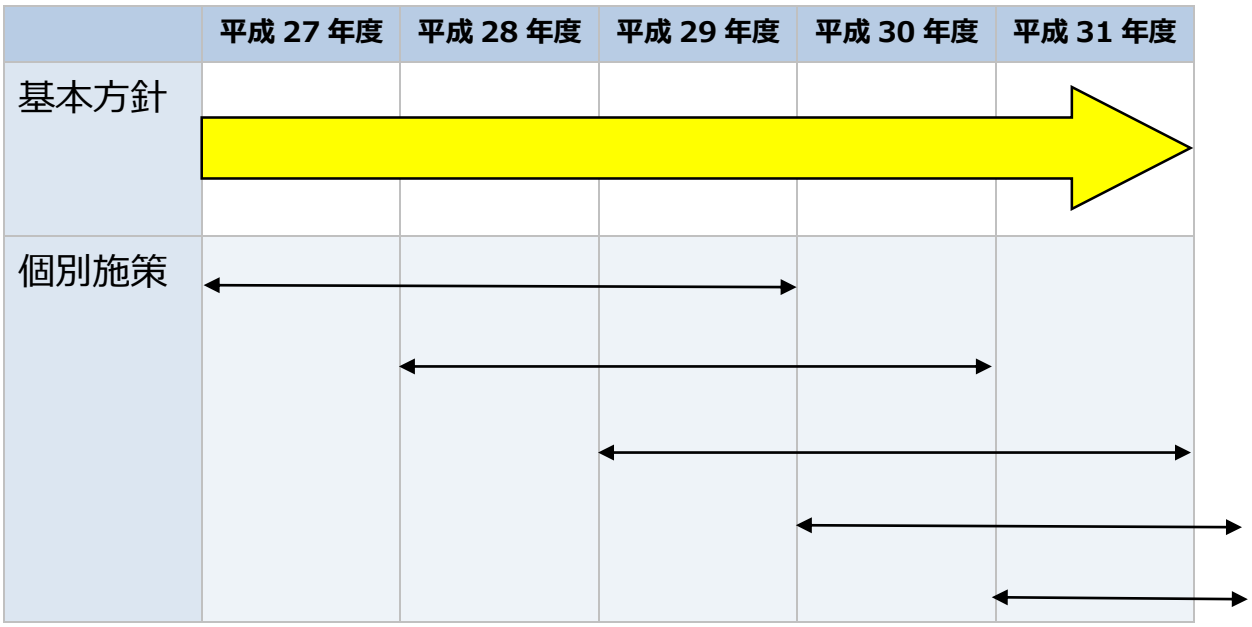

※個別施策の計画期間は3年間を目途とし，ローリング方式により毎年度見直しを行うものとします。

３．基本目標

本町における情報化の現状と課題を踏まえ、また、基本理念である「人が、情報が交流する豊かな暮らしづくり」を実現するため、基本目標として次の３つの項目を掲げます。

ICT 利活用による住民サービス向上の実現

ICT を活用することで、コンビニ等の各種証明書の受け取りやクレジット収納サービスの実現など、行政手続きに住民が要する負担等を可能な限り低減します。また、ホームページや SNS 等を活用した視覚的で分かりやすい情報発信に努め、より快適な住民生活の実現を目指します。

ICT 利活用による質の高い行政運営の実現

情報システムや情報資産の的確な運用と適正な管理な行うため、人材育成や更なる事務処理等の電子化を進めることで、行政事務の最適化や効率化を目指すとともに、情報セキュリティ確保に努めます。また、国や県の動向等にも留意し、新たな制度改正への対応や、新技術の活用による住民サービスの充実の実現を目指します。

ICT 利活用による行政情報の共有・活用・協働の実現

ICT の活用による行政情報の共有化を進め、情報資産の効果的な活用による統制された行政サービスを提供します。また、公開可能な行政情報については、住民・事業者等に対し、積極的な情報提供や活用促進に努めることで、情報の透明性を高めるとともに、住民や地域等と協働したまちづくりの実現を目指します。

第 2 章
基本目標の実現に向けて

１．取り組み

基本目標に掲げた３つの項目を実現するため、次の取り組みを行います。

なお、基本方針で提示する内容は、基本目標を実現するための具体的な考え方であり、更に詳細な事業は、個別施策において位置づけ、推進していきます。

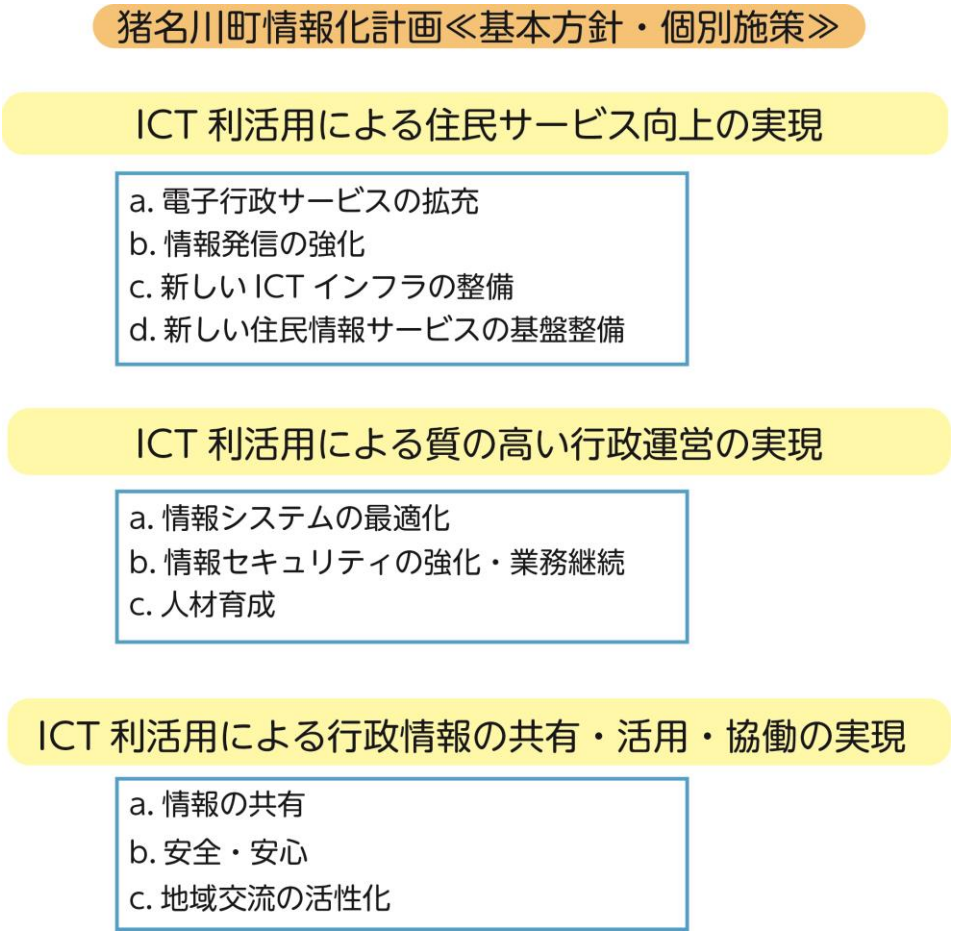

１－１．ICT 利活用による住民サービス向上の実現

a) 電子行政サービスの拡充

前猪名川町情報化計画より引き続き、住民等に対する利便性の高いサービスを提供するため、新サービスの検討及び既存サービスの機能等の拡充に努めます。

b) 情報発信の強化

本町は紙媒体である「広報いながわ」をはじめ、facebook、動画配信サービスの「きらっと☆いながわ」、さらにはホームページの運営等多様なチャネルを活用し、日々情報発信に努めております。今後も誰もが見やすいホームページ作りや、オープンデータへの取り組み、また技術動向を踏まえた、新たな情報発信の方法等を適切に選択し、推進していきます。

c) 新しい ICT インフラの整備

めまぐるしく変化していく情報分野において、常に最新の動向を収集するとともに、画期的な ICT サービスの提供や観光産業等の地域活性化を目指します。

d) 新しい住民情報サービスの基盤整備

地方自治体は住民等の個人情報を含む大切な情報をお預かりしております。その情報を利用し、各種証明書の発行や税金等の収納管理をしておりますが、住民の皆様への更なる利便性を実現するシステムを整備します。また、社会保障・税番号制度に対し様々な活用方法が検討されている中、本町においても独自で利用できるサービスについて検討します。

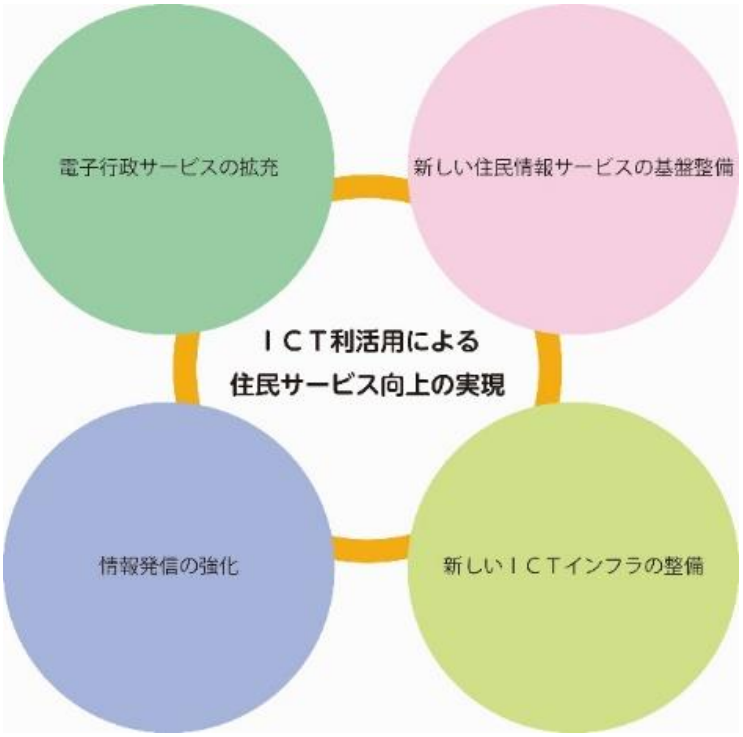

１－２．ICT 利活用による質の高い行政運営の実現

a) 情報システムの最適化

庁内の情報システムが効果的に運用され、また業務の効率化が常に図られ維持できるよう、システム機能及び機器の統合等も見通した検証を進めます。

b) 情報セキュリティの強化・業務継続

行政業務にて取り扱う情報資産は、個人情報をはじめとし機密性が極めて高く、情報漏えい等が発生した場合、組織としての信頼を損なうのみならず、住民への被害等きわめて重大な結果を招く可能性があります。更には社会保障・税番号制度の導入に伴い、特定個人情報保護評価の実施等、より高度なセキュリティ対策が求められております。情報資産を守るため、セキュリティ研修の実施や新たな対策システム機器の導入等、適切な情報セキュリティ対策を講じ、情報セキュリティの確保に努めます。

また、大規模災害等で相当の被害を受けた場合において、行政サービスが停止することは、住民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、早急に復旧させる手順の確立や、重要情報の滅失を回避する措置等、重要業務が継続できる体制を構築します。

c) 人材育成

職員への ICT スキル向上のための研修や、情報化推進リーダーの育成に努め、庁内における ICT を利用した業務の推進や各職員の ICT スキルアップを目指します。

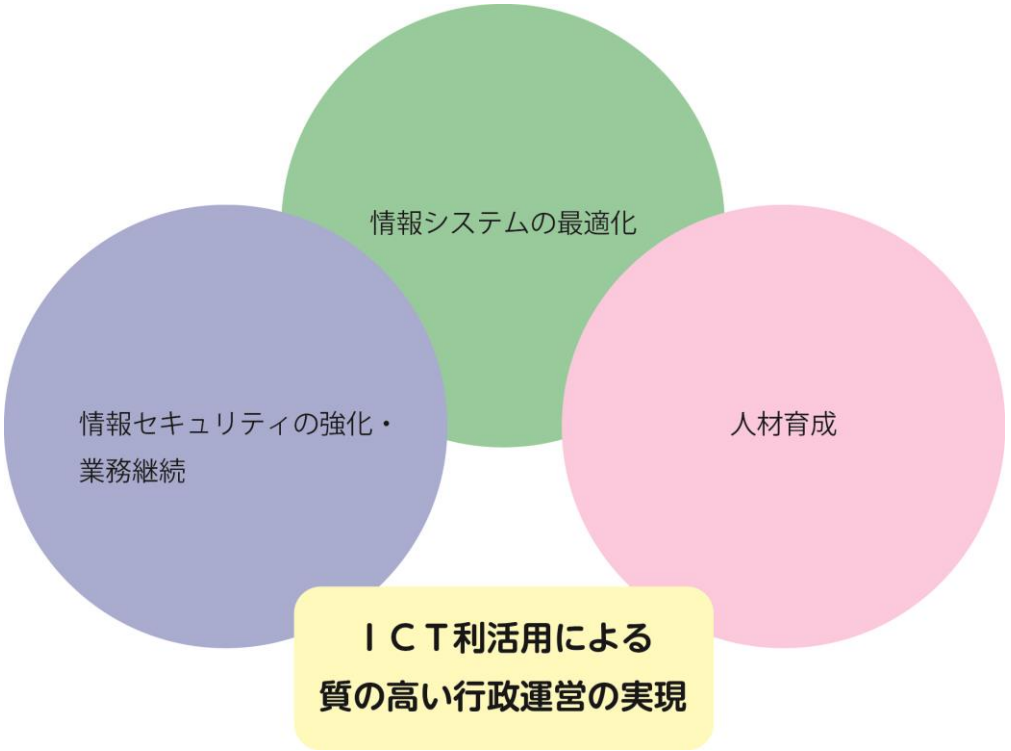

１－３．ICT 利活用による行政情報の共有・活用・協働の実現

a) 情報の共有

行政に寄せられる住民からの意見やその対応ノウハウ等をデータ化、蓄積することで、よりスピーディで品質の高いサービスや、実効性のある行政施策の充実を図ります。 また、情報の共有化を促進していくことで、部門の垣根を越えた横断的な行政施策の立案や協働事業の円滑な推進も目指していきます。 更には、透明性の高い行政運営や住民との協働を目指すため、提供可能な行政情報については、積極的な公開を実施するよう努めます。

b) 安全・安心

住民が安全で安心な生活を送るための環境整備は、行政の重要な役割の一つです。近年の情報化技術の発達に伴い、行政が安全で安心な生活を確立する為の手法も多様化しており、防災、防犯等あらゆる状況への対応も求められております。環境整備のためのシステム構築や情報種別や受け手に応じた情報発信に努め、安全で安心な生活の確立を目指します。

c) 地域交流の活性化

ICT 利活用を地域の課題解決につなげるため、ICT 利活用に関する潜在的な地域のニーズや、必要なノウハウを的確に把握し、地域の自主性と自立性を尊重した、地域活性化の総合的な推進を目指します。

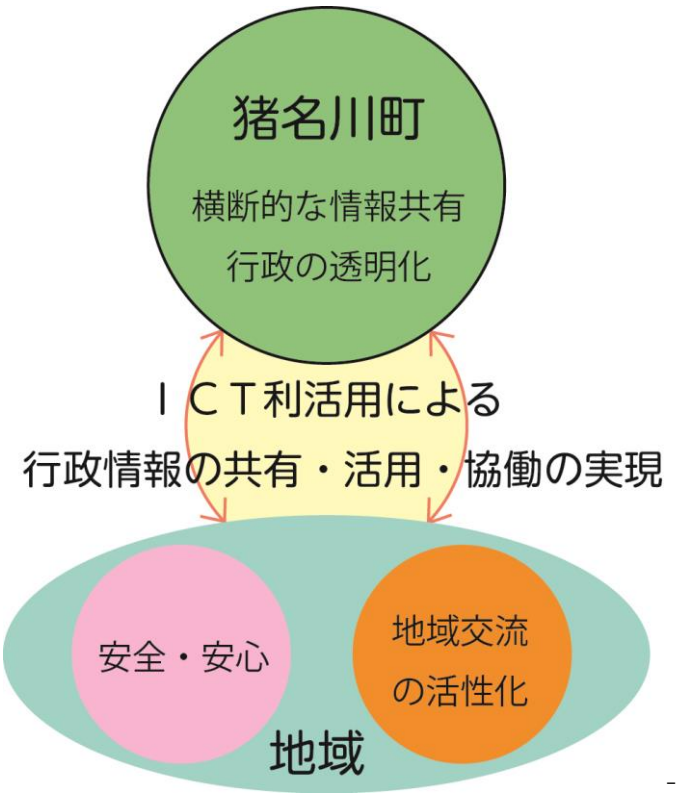

２．推進体制

本町では前猪名川町情報化計画より、総合的な情報化の推進を実施する為、猪名川町情報化推進本部を設置し、計画の進捗管理と途中評価を行ってまいりました。本計画においても、引き続き猪名川町情報化推進本部を継続的に運営していくことで、情報化施策の総合的かつ体系的な推進を図ります。また明確な評価基準については、個別施策にて定義することとしますが、個別施策における具体的な目標に対し、年度ごとに進捗評価を実施し評価内容の公表を行います。このように進捗管理と途中評価を繰り返すことで、次年度以降の事業目標に反映させることができます。

また、猪名川町情報化推進本部の事務局であり、情報化施策の推進担当部署である情報政策担当は、国等による環境整備の状況や技術革新の動向を踏まえ、情報化施策の取りまとめと進行管理、セキュリティ確保等、業務部門へのアドバイスを行いながら、電子自治体を推進していきます。

さらに、本町では情報化を全庁的に推進するため、各所属に猪名川町情報化推進リーダーを置いています。これらの担い手を中心に、情報政策担当と業務部門との連携・協力体制の構築に努めていきます。

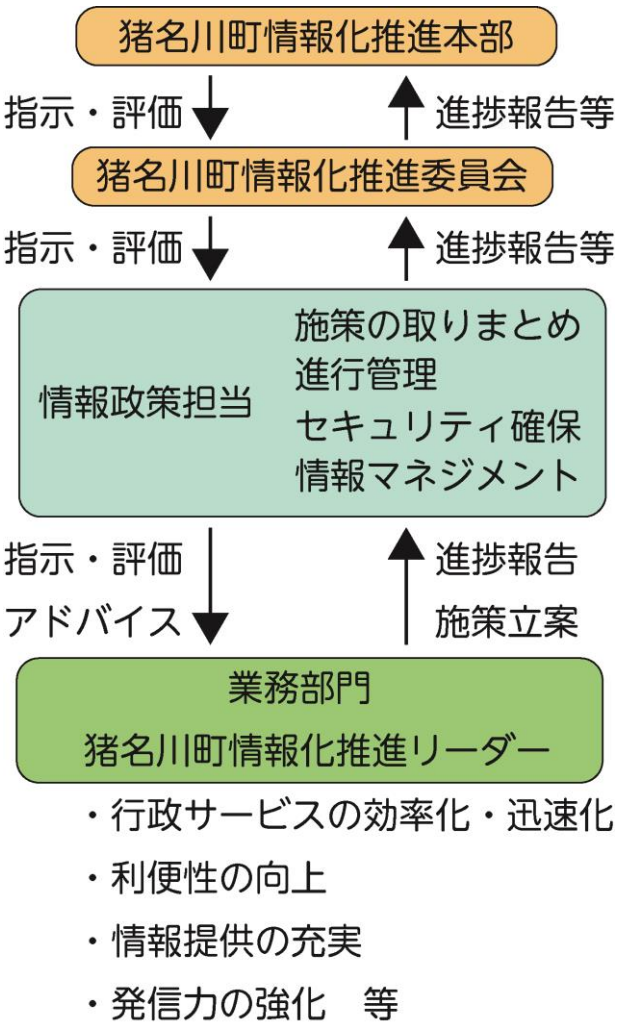

用 語 解 説

【アルファベット順】

用　語	解　説
facebook	フェイスブック株式会社が提供するインターネット上のソーシャルネットワークサービス。
ＩＣＴ	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。一般に「ＩＴ（情報技術）」と「ＩＣＴ（情報通信技術）」は同義語に使われているが、最近では、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大していることを踏まえ、Communication（コミュニケーション）を加えた「ＩＣＴ（情報通信技術）」が使用されている。
ＩＣＴスキル	ＩＣＴを利活用して様々な課題を解決することや、より利便性の高い情報システムの構築を推進できる能力。

【あいうえお順】

用　語	解　説
コンビニ収納サービス	税金等の公共料金などの代金を納める方法のひとつで、コンビニエンスストアが料金収納を代行するサービス。
社会保障・税番号制度	国民一人一人に個人番号を付番し、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤。
自治体クラウド	自治体が情報システムのハードウエア、ソフトウエア、データ等を自らの庁舎内で保有・管理するのではなく、庁外のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用する形態。
情報提供ネットワークシステム	社会保障・税番号制度の実施に伴い、個人番号を利用した、各機関の業務システムの情報連携の際の仲介機能を持った、総務省が所管するシステム。
情報マネジメント	組織の持つ情報を見直し、情報の価値を向上させることによって、組織の価値を高めるマネジメント手法。
世界最先端ＩＴ国家創造宣言	2020 年までに、世界最高水準のＩＴ利活用社会の実現と成果の国際展開を目標とし、平成 25 年 6 月 14 日閣議決定された日本における IT 戦略。企業等が保有する膨大な

用　語	解　説
	データの活用や公共データの民間開放、農業や医療分野へのＩＴ利活用など、最新トレンドが盛り込まれている。
中間サーバー	社会保障・税番号制度の情報連携において、セキュリティ、コスト、拡張性の３つの観点から、情報提供ネットワークシステムと自治体内の業務システムとの間に、情報連携の対象となる個人情報の「副本」を保存・管理し、インターフェースシステムと業務システムの仲介役を担う機器。
電子自治体の取組みを加速するための10の指針	「世界最先端IT国家創造宣言」の閣議決定や地方公共団体を取り巻く環境の変化等を踏まえ、自治体クラウドの導入をはじめとした、地方公共団体の電子自治体に係る取り組みを一層促進することを目的として策定された。
特定個人情報保護評価	特定個人情報の漏えい等の事態を発生させるリスクを予測・分析し、リスクを軽減するための措置を講ずることを宣言するもの。
光ケーブル	光ファイバに保護被覆を施したケーブルの事である。これまで情報通信用に使われてきたメタル線（銅線）と比べ、電磁誘導ノイズの影響を受けない、伝送損失が非常に小さいといった特徴があり、高速かつ長距離の伝送が可能である。
ローリング方式	毎年度、修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐ手法。